

町の活性化事業を募集

皆さんの知恵で町に活力を

町を元気にする知恵とアイデアを実現するため、地域を活性化する事業を一般募集し、補助金を交付します。

◆対象となる事業

今年度内に町内で実施し、町の活性化に寄与する事業

◆応募団体の条件

- ① 5人以上で構成される団体で、その構成員の過半数が本町に住所を有するか勤務する人の団体であること
- ② 活動拠点が本町にあること
- ③ 宗教活動、政治活動を目的とする団体でないこと

◆補助金の対象となる経費

事業に必要な経費（事業に直接関係のない経費や社会通念上適当でないものを除く）

◆応募方法

東庄町地域活性化事業計画申請書を提出
応募する予定や計画などが持ち上がった段階で、ご相談ください

申請・問い合わせ

まちづくり課 産業振興係 ☎86-6076

町民の皆さまに安全でおいしい水を供給するため、水道法に定められた水質検査を実施し、安心してご使用いただけるよう取り組んでいます。また、高度浄水により以前より一層安全でおいしい水を供給していますので、水道への加入をお願いします。

安全で安心のおいしい水 水道への加入をお願いします

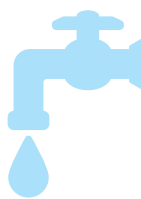
検針にご協力を

6人の水道検針員が、毎月ご自宅に伺いメーター検針を行っています。検針がスムーズに行えるよう、皆さまのご協力をお願いします。

- ①メーターボックスまでの木の伐採や除草をお願いします

- ②メーターボックスの上や周りに物を置かず、中はきれいにしておきましょう
- ③犬はメーターボックスから離してつないでください

問い合わせ
まちづくり課 水道係
☎86 6077



危被害防止にご協力を

使用する農薬は、空中散布実施基準により毒性は少ないものですが、無害ではありません。実施区域へ立ち入らないなど、危被害防止にご理解とご協力をお願いします。
使用農薬
トップジンスタークルフロアブル



ヘリコプター水稲病害虫 一斉防除を実施

ヘリコプターによる水稲病害虫の一斉防除を実施しますので、危被害防止にご協力をお願いします。

散布日程

◇有人ヘリ（町内全域）

7月18日(水)

午前5時～午前10時ころ

◇無人ヘリ（住宅混在地域等）

7月24日(火)

午前5時～午前10時ころ

※順延となる場合は、防災無線でお知らせします

緊急時の医療機関

東庄病院 ☎86 1177

交通規制

空中散布実施中は、菰敷橋から河口堰間通行止めとなります。河口堰町民広場駐車場は駐車禁止となります。

問い合わせ

まちづくり課 産業振興係
☎86 6076





コジエリント

国民健康保険のみなさん・後期高齢者医療のみなさん

保険証についてのおしらせです

8月は健康保険証の更新

被保険者の皆さんには簡易書留で7月中旬に送付します。受け取ったら封筒の中を必ず確認しましょう。不在などで受け取れなかった場合は、早めに受領してください。

保険証の色は、国保一般保険証が「紺色」、国保退職職別保険証が「茶色」、後期高齢者保険証が「あずき色」です。

8月から医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日等を確認のうえ新しい保険証を提示してください。なお、70歳から74歳までの方には、保険証と高齢受給者証を兼ねた一体型の保険証を交付しています。

忘れていた手続きはありませんか

健康保険が変わる場合は届け出が必要です。

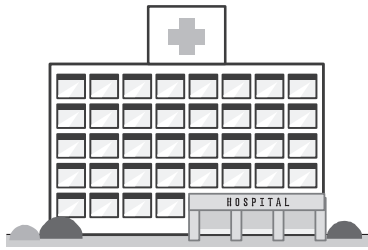
職場の健康保険に加入した際は、国民健康保険の資格を

喪失する届け出が必要となりますので、職場の健康保険証と印鑑、マイナンバーを持参し手続きしましょう。

交通事故などで病院にかかっていますか

交通事故・けんかなどのけがで病院にかかる場合は、原則として健康保険証は使えませんが、健康保険証を提示して病院にかかりたいときは、まず役場に連絡してください。

連絡なしに受診すると、後日、医療費の返還を求められることがあります。



高額療養費の自己負担上限額が変更になります

8月から70歳以上の方の自己負担限度額が変更になります。(70歳未満の方、70歳以上の低所得の方の自己負担限度額に変更はありません。)

3割の負担割合の方
所得に応じ高額療養費の上限額が3段階に設定されます。限度額認定証が交付できます。
1割または2割の負担割合の方 一般課税世帯の方
外来での上限額が18,000円になります。

限度額適用・減額認定申請を忘れずに

入院・外来・調剤薬局で医療費の支払いが高額になりそうの方は、事前に限度額適用認定証、限度額適用・標準負

担額減額認定証の交付を申請し、医療機関等の窓口に認定証を提示してください。交付には、国民健康保険税に未納がないことが要件となります。

保険税には非自発的失業者の軽減措置があります！

会社の倒産や解雇など、自ら望まない形で離職した方(65歳未満)の国民健康保険税について、離職日の翌日の属する年度から翌年度末まで軽減制度があります。

後期高齢者医療保険料の軽減が変わります！

75歳以上の方の保険料の軽減が変更となります。詳細は保険証に同封の冊子をご覧ください。直接お問い合わせください。

問い合わせ

町民課 国保年金係
☎6071

子ども医療費助成受給券が新しくなります

0歳から中学3年生までのお子さんが対象の子ども医療費助成受給券が、8月から新しくなります。新しい受給券は、7月下旬に郵送します。受給券が届いたら、住所・氏名・生年月日に誤りがないか確認してください。8月1日までにお手元に届かない場合は、ご連絡ください。

受給券の有効期間

8月1日から平成31年7月31日まで
(15歳到達者は、平成31年3月31日まで)

問い合わせ

健康福祉課 保健衛生係 ☎79-0911